

事業所様へ

(社)新潟県介護福祉士会 福祉サービス第三者評価 実施要項

1. 打ち合わせ及び事前説明について

事業者が第三者評価の目的を理解してもらうために、丁寧に説明させていただきます。

2. 自己評価調査票について

○自己評価については原則、全職員に実施します。無記名にて記入いただき、当会事務局宛に返信していただきます。担当評価調査者が管理し、事前分析資料として検討し訪問調査を行う基礎資料とさせていただきます。

【自己評価の留意点】

- ・事業所様より、関係各サービス事業所職員に送付していただきます。
- ・記入内容の調整禁止
職員間で事前に相談するなど、記入内容を調整することのないようお願いいたします。
- ・回答シートの「自己評価のコメント」については評価の際に有効な情報となるため、積極的に記入してください。

3. 利用者調査票について

○利用者調査についてはアンケート調査か聞き取り調査を実施します。(場合によっては事業者様と協議のうえ両方実施します。)

【利用者調査の留意点】

- ・アンケート調査の対象者は原則本人とし(意向確認困難な場合にはご家族・保護者)、事業所定員の20%以上に実施しますが対象者数が10人に満たない場合には10人とします。
- ・調査票を送付する場合、プライバシー保護の観点から、原則、事業所様から直接利用者や家族等へ送付していただき、当会事務局宛に返信していただきます。担当評価調査者が管理し、事前分析資料として検討させていただきます。
- ・聞き取り調査の対象者は原則本人とし(意向確認困難な場合にはご家族・保護者)、事業所定員の10%以上に実施しますが対象者数が5人に満たない場合には5人とします。
- ・聞き取り調査の質問時には、利用者が質問に答えやすいよう職員に席を外していただきます。

4. 訪問調査について

- 事前に調査手順、調査体制、スケジュールなどについては事前協議のうえ実施します。(原則1日～2日)
- 施設見学については、利用者の生活やプライバシーに十分配慮して見学を行います。また、必要に応じて案内する職員へ質問し、ケア場面の観察中に確認できるものは、その場で確認させていただきます。
- 聞き取り(面接)調査については評価調査者2名以上で実施し、当該事業所の代表者(施設長、園長など)に対して行います。

【聞き取り調査の留意点】

- ・事業所様にも自己評価シートを手元に置いていただき、どの評価項目について質問しているかを共有させていただきます。

5. 評価結果の決定について

- 評価結果は、当該評価業務に携わった評価調査者の合議により、評価項目ごとに総合的に判断し、決定させていただきます。

6. 評価結果の報告及び公表について

- 取りまとめた評価結果を事業者様に報告し、内容を説明するとともに、評価結果の公表について事業者様の同意を得たうえで新潟県に報告するものといたします。